

公共樹及び取付管設置申請について

道路下水道局下水道管理課

1. 公共樹等設置基準＜参考＞

＜公共樹の設置基準＞

原則として1筆に1個（1宅地に1個）を設置する。

- (1) 公共樹の1宅地に1個の考え方
 - ① 1筆に1個とする。
 - ② 2筆以上あっても建物が1つであれば1宅地とする。
- (2) 公共で設置する場合
 - ① (1)に該当した未整備宅地。
 - ② 分筆により増えた宅地。
 - ③ 複数の整備済み宅地において、合筆等を伴う土地区画の再編により、当初宅地数（樹の数）より増えた宅地。
 - ④ 公共雨水樹については、分流地域で官民境界に雨水公共下水道（U型側溝等）が整備されていない宅地。
- (3) 自費で設置する場合
 - ① 整備済みで、宅地側の都合により、新たに必要となった場合。
 - ② 宅地形状の変更等により、既設公共樹（側溝等）が使用できなくなった場合。
 - ③ その他必要な場合。

＊原則として、不要となった既設公共樹は撤去

2. 公費(下水道管理課)で設置できる【公共樹(汚水・雨水)及び取付管の】設置条件

【開発行為以外の場合】

■下水道管理課で設置できる公共樹(汚水・雨水)は、次の条件を”すべて満たす”こと。

- (1) 公共下水道事業計画区域内であること。
- (2) 申請する土地に対する公共樹及び取付管がないこと。
- (3) 申請受付より公共樹設置までの期間が2ヶ月以上確保できること。
(年末や年度末等の申請が多い時期は、申請順で施工するため上記以上の期間が必要です)
- (4) 取付管延長が10m未満であること。
- (5) 取付管径がφ150mmであること。
- (6) 地盤面から本管の管頂までの深さ（掘削深）が2.8m未満であること。
- (7) 汚水樹については、樹深が1.5m未満であること。
- (8) 雨水樹については、敷地内からの排水管の深さが下記の深さ以下であること。
標準雨水樹：590mm L型側溝用雨水樹（MB型雨水樹）：530mm
※ただし、接続先の雨水公共下水道が上記の深さより浅い場合は、それに伴う深さとする。
- (9) カラー舗装(着色骨材使用)や排水性舗装等の特殊舗装道路でないこと。
(アスファルト舗装道(A,B,C,D,歩道舗装、透水性舗装)、インターロッキングブロック舗装、すべり止め舗装、路面カラー塗装(溶融式、緑色のみ)は対応可能)
- (10) 河川占用許可、国道占用許可等の許可申請が必要でないこと。
- (11) 取付管が水路や側溝等の下を通る場合は、水路や側溝等を含めた下越総延長が1.5m未満であること。
- (12) 地下埋設物が支障とならないこと。
- (13) その他特殊な事情がないこと。

【開発行為の場合】

■下水道管理課で設置できる公共樹(汚水・雨水)は、上記の条件及び次の条件を”すべて満たす”こと。

- (1) 申請受付より公共樹設置までの期間が2ヶ月以上確保できること。
(開発工事が完成した後、公共下水道への接続までに6ヶ月以上の期間があるものは、各下水道課^{※1}対応)
- (2) 1つの開発行為に対し、市が設置する公共樹は、1個までとする。
- (3) 現況市道で既設の公共下水道本管（汚水本管、雨水本管、側溝等）がある道路に設置するもの。
(現況市道であっても、開発にかかる工事において公共下水道本管を新設する場合は対象外とする)

「上記条件に該当しない場合」および「着手後に地下埋設物が支障となることが判明し、埋設物の移設が必要となった場合」は、各下水道課^{※1}での対応となるため、最低1年以上の期間が必要ですので、早めの協議をお願いします。

※¹ 各下水道課

・東部下水道課(東区、博多区) ・中部下水道課(中央区、南区) ・西部下水道課(城南区、早良区、西区)

裏面につづく

3. 提出書類

- (1) 公共樹及び取付管設置申請書（オンライン申請の場合は不要）
- (2) 現況断面図
- (3) 縦断面図 ※公共雨水樹、縦断占用の場合のみ
- (4) 位置図
- (5) 字図
 - ①福岡市 Web まっぷで取得した字図でも可能
 - ②分筆登記中の場合は、法務局の『受付のお知らせ』と地番が分かる『関連資料(例:地籍測量図)』でも可能
- (6) 下水道台帳施設平面図（「水洗化状況」「分流化告示区域」を表示）
- (7) 排水設備新設等計画確認申請書の鏡と図面の写し
又は、排水設備計画が確実に実施されることが確認できるもの（例:建築確認申請、念書など）
- (8) 現地写真（既設下水道本管と新設取付管の位置を記入）

4. 注意事項

- (1) 公共樹の設置位置は、現地状況等により変わることがありますので、十分留意して下さい。
- (2) 工事着手後、基準及び条件に沿わないことが判明した場合、公共樹が設置出来なくなるため、事前に十分な調査をお願いいたします。
- (3) 「公共樹及び取付管設置申請書」を受付後、申請内容に誤りがあることが判明した場合は、受付を取り消す場合があります。

5. 公費(下水道管理課)の申請受付期間

- (1) 年度内施工分 4月1日～11月30日
(期間内の受付であっても、以下の条件により年度内に設置出来ない場合があります)
 - ①予算の範囲を超えた場合
 - ②年度末に工事(樹設置件数)が集中した場合
 - ③その他、特殊な事情が発生した場合
- (2) 次年度施工分 12月1日～3月31日（準備期間が必要なため、公共樹設置は5月中旬以降）